

# 認定こども園 曾根ひかり幼稚園 重要事項説明書

令和6月4月1日 改定

当園は、教育・保育の提供の開始にあたり、下記の重要事項の説明をし、当該提供の開始について同意を得るものとする。

## 1、施設の概要

法人名	学校法人 ひかり学園						
種別	幼稚園型 認定こども園						
名称	認定こども園 曾根ひかり幼稚園						
所在地	北九州市小倉南区中曾根1丁目7番1号						
電話番号・FAX	TEL093-471-2365 FAX093-471-5536						
施設長氏名	日野 正照						
開始年月日	令和2年4月1日						
利用定員 (年齢別)		1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号認定	—	—	12人	23人	18人	23人
	2号認定	—	—	—	15人	20人	15人
	3号認定	7人	8人	—	—	—	—
	計	7人	8人	12人	38人	38人	38人

## 2、施設・設備の概要

敷地面積	2305.98 m <sup>2</sup>	
園舎	構造	S造（鉄骨造） 2階建て
	延床面積	959.69 m <sup>2</sup>
園庭	1346.29 m <sup>2</sup>	

### 3、教育・保育の内容、運営方針

教育・保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法の幼児教育に関わる根拠を踏まえ、仏教（浄土真宗の教え）を心のよりどころとし、心身ともに調和のとれた健全な幼児を育成する。</li> <li>・国が定めた、「認定こども園教育・保育要領」のねらい、内容に添って、日本の文化、伝統行事等を継承しつつ生活、活動をしていく。</li> <li>・四季折々の遊び、活動、日本の文化、伝統を大切にしながら、幼児期に必要な体験が出来るような園生活を行う。</li> </ul>
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認定こども園教育・保育要領」の趣旨に基づき、入園する全ての子どもの最善の利益を考慮し、子どもにとって最もふさわしい生活の場を保証するとともに、その教育を積極的に推進する。</li> </ul>

### 4、職員体制

理事長	1人
園長	1人（幼稚園免許状、保育士資格）
保育教諭	29人（常勤：15人、非常勤：13人）
事務員	2人（常勤：2人、非常勤：0人）
運転手	2人（常勤：0人、非常勤：2人）
調理員	6人（常勤：2人、非常勤：4人）
清掃員	2人（常勤：1人、非常勤：2人）

### 5、教育・保育を提供する時間

#### （1）開園時間

月曜日から土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで
----------	--------------------

#### （2）【1号認定】教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日	午前8時30分から午後2時50分まで
----------	--------------------

#### （3）【2・3号認定】保育標準時間（11時間）認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで

(4) 【2・3号認定】保育短時間（8時間）認定に関する保育時間

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前9時から午後17時まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前9時から午後17時まで

6、休園日

休園日	① 1号認定こども…日祝日 行事のない土曜日 夏休み・冬休み・春休み 8月13日～15日 12月29日～1月3日 ※8月13日～15日・12月29日～1月3日の期間 は、1号認定こどもは預かり保育を利用できま せん。 ② 2・3号認定こども…日祝日 12月29日～1月3日
-----	---

・災害発生時、感染症流行時等は、行政の指導に従うことがある。

7、利用料金

(1) 保育料

保護者が居住する市町村が定める保育料

※令和元年10月からの「教育・保育の無償化」により、満3歳児以上（1号こども）の児童は保育料が無償になります。ただし2歳児（3号こども）は対象外です。

(2) 実費徴収

① 保護者会費 月500円 満3歳児以上の児童（1号・2号こども）  
（6月・10月・1月に徴収）

② 通園バス代 月2,000円 通園バス利用者のみ

③ 給食費 1号認定こども 月4,000円（8月は徴収しません）

2号認定こども 月～金曜日 月5,500円 おやつ代込み

2号認定こども 月～土曜日 月6,600円 おやつ代込み

※副食のみ提供します。主食は家庭から持参する

3号認定こどもは、主食・副食共に提供します。（保育料に含まれる）

④教材費 月2,000円（全員）

④ 預かり保育料

	朝 7:30~8:30 の 1 時間	預かり保育料
平日 (全日保育の時)	1 時間 100 円	300 円
平日 (半日保育の時)		450 円
土曜日		900 円
長期休業中 (夏・冬・春休みの時)		900 円

※1号認定こどもは、預かり保育の時の給食はありません。弁当持参になります。

※おやつ代として別途 50 円徴収します。

・2・3号認定こども (短時間の方は 9:00~17:00 の 8 時間になります。

9:00 前と 17:00 以降は 1 時間 100 円

(3) 上乗せ徴収

① 施設整備費 全員 月 2,000 円

② 特別教室費 (1号・2号こども)

年少…体操教室 500 円

年中…体操教室・絵画教室 1,000 円

年長…体操教室・絵画教室・茶道教室 1,500 円

(4) 特定負担額

① 入園手数料 2,000 円 (願書提出時)

② 教育充実費 30,000 円 (願書提出時)

※兄弟同時入園の場合は、弟妹は教育充実費 30,000 円を免除する。

8、支払方法

・ 毎月上乗せ徴収・実費徴収は郵便局の引き落としとします。(毎月 10 日です。)

年度末に、1 年間分の上乗せ徴収・実費徴収の領収書を発行します。

・ 預かり保育については、毎月預かり保育納入袋に利用した金額をお知らせします。

金額を確認して納入袋に金額を収めてください。

9、給食等について

・ 自園調理

・ 献立の提供

・ アレルギー対応 (診断書の提出が必要。1 年後毎に診断書を提出して頂きます。)

ただし、診断書の期間は医師の判断によるものとする。

## 10、健康診断、健康管理について

### 健康診断

学校保健安全法(昭和33年法律第56年)に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ・園児健康診断 1号認定子ども 年 1回 ・2・3号認定子ども 年 2回
- ・歯科検診 年長児・年中児 年 1回

## 11、園医

以下の医療機関(小児科・内科)と園医契約を締結しています。

医療機関の名称	久保内科・消化器科クリニック
医院長名	久保 茂
所在地	北九州市小倉南区中曾根5丁目7-22
電話番号	093-475-9771

## 12、園歯科医

以下の歯科医と園医契約を締結しています。

医療機関の名称	宗歯科医院
医院長名	宗 雅彦
所在地	北九州市小倉南区下曾根4丁目5-6
電話番号	093-471-4222

## 13、緊急時における対応

教育・保育の提供中に、こどもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、当認定こども園がしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

〈近隣の緊急連絡先〉

警察署	小倉南警察署	093-923-0110
交番	曾根交番	093-471-7110
消防署	小倉南消防署	093-951-0119

#### 14、非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

非常食、水の備蓄をしています。

防火管理者	田下 義幸
消防計画届出年月日	消防署 令和2年11月10日
避難訓練	月1回 避難訓練（火災、地震、津波、不審者）
防火整備	消火器、誘導灯、火災報知機、防犯カメラ等

#### 15、賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付制度
保険金額	一人あたり 285円（1・2号園児） 365円（3号園児）

※保険の金額は令和2年度の金額です。年度により変わる可能性あり。

#### 16、(利用の開始に関する事項)

- ・当園は、1号認定こどもに係る支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用申込があった1号認定こどもの数及び現に当園を利用している1号認定こどもに係る園児の総数が運営規定第3条第1号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (2) 利用要請があった2号認定こども又は3号認定こどもの数及び現に当園を利用している2号認定こども又は3号認定こどもの係る園児の総数が、運営規定第3条第2号及び第3号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (3) 教職員数に応じた配置基準を超える数の場合

(4) 当園の重要事項説明書及び利用契約書に同意できない場合

2、11月1日の入園願書受付に際して、1号認定こどもは、兄弟関係を優先する。兄弟関係（在園児・卒園児の兄弟関係）は事前に確約を取る。それ以降は、申込順により入園児童を選考する。

(利用の終了に関する事項)

・当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
- (2) 法第24条第1項 第3号の規定により支給認定が取り消されたとき。
- (3) 保育料・上乗せ徴収・実費徴収等を3ヶ月以上滞納したとき。
- (4) 関係市町村と協議のうえ適当と認められたとき。

・園が知り得たお子様やご家庭の個人情報外部に漏らさず、特に市町村が設定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額は給付事務に必要な範囲に限って利用し、守秘義務を遂行します。